

西蒲民商ニュース

2025年1月27日

西蒲区巻甲2573の5

TEL 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

令和6年分申告学習会ひらく

定額減税、消費税申告

に注意を!

1月20日(月)西蒲民商事務所で確定申告学習会を開き、8人が参加しました。

最初に、山上会長が「確定申告も近づいたが、自主計算・自主申告を行おう」とあいさつ。

石田事務局長が、自主計算パンフレットに基づき、令和6年分の定額減税や消費税申告を説明しました。

- ① 確定申告の扶養者(16歳未満も含む)は定額減税(3万円)の対象になる。
- ② 定額減税(一人×3万円)は、確定申告44番に記入をすること。
- ③ 白色専従者や青色事業専従者(年収103万円以下)は定額減税にならないが、「不足額給付金」として自治体に申請する。
- ④ 昨年、消費税インボイス登録をした中小業者は(売上一千万円以下)は令和6年分の売上全てが、課税される
- ⑤ 昨年のインボイス登録者は令和6年より8年分まで「2割特例」(粗利益2割)が出来る。質問や討論では、
「民商・全商連の運動で白色専従者や青色専従者も定額減税の対象になった」
「定額減税はわかりにくい」「税務署の收受印廃止と聞いているが、銀行に提出と言われたらどうすればいいか」等がありました。
西蒲民商、は2月中旬に巻税務署交渉を行う予定です。



【確定申告の準備を】

- 総収入金額の確認
令和6年末までの現金売上、銀行等の入金額、売掛金等が売上げに必要経費
- 現金仕入れ、買掛金、未払金、商売上の水道光熱費等が経費に
- 現金で支払った経費は事業主や家族しかわかりません。メモをしておきましょう。

〔令和6年分申告改正点〕

- 令和6年分確定申告は、原則として本人、配偶者、扶養者に定額減税(3万円)が実施されます。
- 16歳未満の扶養親族は、定額減税の対象です。所得税の扶養控除になりません。
- 一昨年インボイス登録をした中小業者は原則一年分の売上に消費税がかかります。

3・13重税反対行動

- 木曜日 午前9時
- 巻公民館3階小ホール

